

宮崎市屋外広告物条例等が一部改正されました

～より一層の安全対策をお願いします！～

近年、老朽化した屋外広告物の倒壊・落下事故が全国的に発生しており、本市では台風による屋外広告物の落下等の危険も予見されることから、より一層、屋外広告物の安全対策を推進する必要があるものです。これらの事情に基づき、本市では令和3年3月に宮崎市屋外広告物条例（以下、条例）を改正し、同年6月には施行規則を改正いたしました。

これにより、点検義務の明文化を行うとともに、点検報告書の変更や点検日の期限等が新たに定められましたので、お知らせします。

【主な改正のポイント】

○点検義務が明文化されました。

本市では、条例に管理義務の規定があり、屋外広告物の点検は管理義務に含まれるものとして、これまでも求めてまいりました。今回の条例改正により、簡易な広告物を除く屋外広告物の表示者等には、点検義務が課されることを条例に明文化しています。

（※点検報告を要しない許可不要の広告物であっても、点検は必要です。定期的に点検を行ってください）

○点検報告書の様式を変更するとともに、点検項目が詳細化されました。

安全点検の強化を図るため、許可更新申請の際に添付を義務づけている「屋外広告物自己点検報告書」を、「屋外広告物安全点検報告書」に変更するとともに、点検をより実効性あるものとするため、点検項目を従来の内容から詳細なものへと変更いたしました。

令和3年10月1日以降の点検報告の際には、新しい様式である「屋外広告物安全点検報告書」をご提出いただきますようお願いいたします。

変更内容の詳細は、別紙「屋外広告物安全点検報告書」をご参照ください。また、点検報告書の記入のしかたは、別紙「安全点検報告書の記入方法」をご参照ください。

○点検日の期限を定めました。

屋外広告物の直近の状況を確認するため、点検は点検報告書提出前3ヶ月以内に実施していただくこととしました。

○申請書の押印が不要となりました。

内閣府等が推進する手続書類の押印を省略する動きに基づき、これまで申請者の押印を求めていた各申請手続様式書の押印欄を削除いたしました。これにより、今後は申請書への押印は不要となります。

○お問い合わせ先

宮崎市 景観課 屋外広告物指導係（TEL：0985-21-1817）